

訂 正

報 道 資 料

令和3年10月31日

~~令和3年10月18日~~

奈良県選挙管理委員会

担当：森口、越智

電話：0742-27-8419

(内線：2252)

10月18日に提供した資料「衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額について」のうち奈良県第2区選挙運動に関する支出制限額は、上牧町の選挙人名簿登録者数の報告誤りに伴い、以下のとおり訂正します。

衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額について

このことについては、下記のとおりです。

記

奈良県第一区 25,029,800円

24,866,000

奈良県第二区 ~~24,865,900円~~

奈良県第三区 24,437,000円

《参考》算定式（公職選挙法第194条・同施行令第127条参照、100円未満切り上げ）

$$\left(15円 \times \frac{\text{選挙期日の公示日において登録されている各選挙区内の選挙人名簿登録者総数}}{\text{（人数割額）}} \right) + 1,910万円 \quad \left(\text{固定額} \right)$$